

公益社団法人川崎西法人会 役員等表彰規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人川崎西法人会（以下「本会」という。）の役員等に対する表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(適 用)

第 2 条 この規程は、本会の理事、監事及び委員（以下「役員等」という。）並びに支部及び部会の役員等について適用する。

(表彰基準)

第 3 条 本会の役員等に対し、次の各号の基準に基づき表彰を行う。

(1) 通算 10 年以上在任の役員

(2) 通算 10 年以上在任の委員

2 支部及び部会の役員等に対し、次の各号の基準に基づき表彰を行う。

(1) 通算 10 年以上在任の役員

(2) 通算 10 年以上在任の委員

(特別功労)

第 4 条 本会会長が法人会活動に多大の貢献をしたと認めた者に対し特別功労による表彰を行うことができる。

(1) 本会の副会長または委員長を経験して退任する者で、特に功績顕著な者

(2) その他、本会会長が特に功績顕著と認めた者

2 特別功労表彰の該当者については、理事会の審議を経て会長が決定する。

(基準年数)

第 5 条 第 3 条に規定する基準年数は、総会日を基準日とし、1 ヶ月未満の日数は 1 ヶ月に切り上げて算定する。

(表彰方法)

第 6 条 表彰は、毎年度の定時総会において表彰状または感謝状を贈呈して行う。

2 表彰状または感謝状には、副賞を付することができるものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。